○農林水産省告示第二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道雨竜郡雨竜町字恵岱別一〇〇五の四・一〇〇五の一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び雨竜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町富川西十二丁目六九の一〇〇・六九の一〇五・一一五五の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道深川市鷹泊一〇三五の一（次の図に示す部分に限る。）、一二二九から一二三一まで、一二三八から一二四五まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び深川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道沙流郡平取町字貫気別三一の五・三二の三・四九の二・四九の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三一の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ニシウエントマリ五五六の一地先・五六の五地先・八五七の二地先・八五八の一地先・八六三の一地先・八五七の一（以上五筆地先一筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、八五八の一（国有林）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字松谷字丸古山二〇四八の二、二〇四八の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字松谷字鳶岩一〇三二の二・一〇三二の三・一〇三二の八・一〇六四の二・一〇六五の二・一〇六六の二・一〇六七の二（以上七筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一〇三二の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字岩下字田ノ原四九二の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町大字南野牧字切岩九九八六の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県桐生市黒保根町下田沢字樋ノ下三〇五七の三・三〇五七の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇五七の四、三〇五七の六、字堀合三〇七八の二、三〇七九の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。）